

教育長職務代理者の指名について

教 育 長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、引き続き下記の者を教育長職務代理者として指名したので報告します。

記

教育委員 酒井 英樹

(参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。